



税金

個人町民税

☎ 税務会計課 税務室 ☎26-2237

町民税は、毎年1月1日現在、町内に住んでいて前年中に所得のあった人に課税されます。町民税を納める人は、併せて県民税も納めることになっています。

町県民税の内訳

町民税には、均等割と所得割があり、その合計金額が年税額となります。また令和6年度課税から地球温暖化防止の役割を担う森林を支えるための森林環境税(国税)が新設されました。

区分	概要
均等割	一定の所得のある人に負担していただきます。町民税3,000円、県民税1,700円(基礎課税分1,000円+ぐんま緑の県民税分700円)です。ただし、所得や扶養の状況などによっては、非課税の場合もあります。
所得割	所得に応じて負担していただきます。計算式は、原則として次のとおりです。 (所得-所得控除額)×税率-税額控除
森林環境税(国税)	均等割と併せて1,000円です。

法人町民税

☎ 税務会計課 税務室 ☎26-2237

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人や人格のない社団などにかかる税で、資本金などの額や従業者数に応じて負担する均等割と、法人などの事業収益に応じて負担する法人税割があります。

納付方法

法人町民税を納める義務のある法人は、原則決算終了後2カ月以内に申告書を提出し、申告した税額を納めていただきます。

課税内容

課税内容	吉岡町内 従業者数	資本金などの金額				
		1千万円 以下	1千万円超 ~1億円 以下	1億円超 ~10億円 以下	10億円超 ~50億円 以下	50億円超
	50人以下	60,000円	156,000円	192,000円	492,000円	
	50人超	144,000円	180,000円	480,000円	2,100,000円	3,600,000円

法人税割 事業収益に応じて負担していただくものです。計算式は、原則として次のとおりです。
法人税額×8.4÷100

固定資産税

☎ 税務会計課 税務室 ☎26-2238

課税対象

固定資産税は、毎年1月1日現在で町内に土地・家屋・償却資産(事業用の機械・器具・構築物など)を所有している人に課税されます。

税率

税率は、土地・家屋・償却資産ともに100分の1.4で、これを課税標準額にかけたものが固定資産税となります。ただし、課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は課税されません。なお、固定資産評価額は、3年に1度見直されます。

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、取り壊した年内に税務室に家屋滅失届を届出してください。届出がないと、家屋がないにもかかわらず課税される場合があります。

不服があるとき

固定資産税の縦覧期間は、毎年4月1日から最初の納期限までです(休日の場合、翌開庁日となります)。固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までに固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

広告



トータル経営のアドバイザー

相続税について(贈与税、会社の評価額算定)
譲渡等お気軽にご相談ください
認定経営革新等支援機関

狩野会計事務所

税理士・行政書士 狩野 要一
社会保険労務士
社会保険労務士 岡田 正弘

渋川市八木原1146-3(JR八木原駅前)

☎ 0279-24-1188

FAX 0279-25-1788

kanou1146@tkcnf.or.jp

国民健康保険税

問 住民課 保険室 ☎26-2249

国民健康保険に加入している人(被保険者)の世帯主に課税されます。ただし、被保険者でない世帯主であっても、その世帯に被保険者がいる場合はその世帯主に課税します。

税率および課税額

国民健康保険の税率および課税額は、所得割・均等割・平等割を合算して算出します。

	課税の基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	前年の総所得金額から基礎控除を差し引いた金額	6.70%	2.20%	1.60%
均等割	被保険者1人当たりの額	27,400円	8,400円	6,700円
平等割	1世帯当たりの額	25,800円	9,200円	7,600円
課税限度額	1世帯当たりの課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

※異動があった場合は、月割りで課税をします。その結果により増減が発生することがあります。

※この税率および課税額は令和6年度現在のものです。

軽自動車税

問 税務会計課 税務室 ☎26-2237

毎年4月1日現在、町内に定置場(車を置くところ)がある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、および二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。廃車をするときや所有者・車体に変更になった場合には申告する必要があります。なお、車種ごとの申告場所は以下のとおりです。

申告場所一覧

区分		申告場所	
原動機付自転車	50cc以下	吉岡町役場 税務会計課 (下野田560 ☎26-2237) 【登録の際、持参するもの】 販売証明書または譲渡証明書 など、届出者の本人確認書類 【廃車の際、持参するもの】 標識(ナンバー)、標識交付証明書、届出者の本人確認書類	
	90cc以下		
	125cc以下		
	ミニカー		
小型特殊自動車	農耕用	同上	
	その他		
軽自動車	四輪	乗用 営業用	軽自動車検査協会群馬事務所 (前橋市五代町1047-2 ☎050-3816-3109)
		乗用 自家用	
		貨物 営業用	
		貨物 自家用	
	三輪660cc以下	群馬県自動車整備振興会(前橋市上泉町397-1 ☎050-5540-2021)	
二輪250cc以下			
二輪の小型自動車	250ccを超える	関東運輸局群馬運輸支局 (前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021)	

納税方法と納期

問 税務会計課 税務室 ☎26-2237

町税などの納期

税金には、それぞれ納期がありますので、期限を守って納付してください。

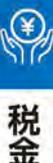
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税			1期		2期	3期		4期				
固定資産税	1期			2期			3期		4期			
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は各期の月末です。ただし、12月は25日を納期としています。なお、納期限が土曜日または、休日にあたる場合は、休日の翌日とその期限となります。

※町県民税の特別徴収(給与天引き)の場合は、6月から翌年5月までの12回に分けて徴収されます。

※町県民税および国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)の場合は、4月から翌年2月までの偶数月(6回)に分けて徴収されます。

※マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどで所得証明書、所得課税証明書、非課税証明書を取得できます。(交付できない場合もあります。)詳しくは、町ホームページをご覧ください。



税金